



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	建設局道路管理課	1
告示	利用料金の承認(神戸市立自然の家)	文化スポーツ局スポーツ企画課	36
告示	広告物等景観保全地区の指定	建設局道路管理課	39
告示	広告物等景観保全地区の基本方針の制定	建設局道路管理課	41
告示	神戸市収入証紙売りさばき人指定事項の変更	会計室会計課	42
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	43
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	44
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の名称等の変更	福祉局くらし支援課	45
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	46
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	47
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	48
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	49
告示	事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託	環境局環境創造課	50
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(特定非営利活動法人フードバンク関西)	地域協働局地域活性課	51
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(西垂水60号線ほか)	建設局道路管理課	52
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(松の宮団地地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	53
公告	公共施設(道路)の整備に関する工事の完了	都市局地域整備推進課	54
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ルッカ名谷)	経済観光局経済政策課	55
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸北町複合商業施設)	経済観光局経済政策課	57
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸御幸ビル商業施設)	経済観光局経済政策課	58

令和5年11月7日 神戸市公報第3833号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(TerrasMa)	経済観光局経済政策課	59
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	60
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市西区見津が丘6丁目)	都市局都市計画課	61
教育委員会	神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	62
人事委員会	昇格に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	64

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第26号

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ <u>付近見取図</u>及び配置図(敷地境界線及び道路境界線との関係を明記したものに限る。)</p> <p>エ～ク [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ <u>附近見取図</u>及び配置図(敷地境界線及び道路境界線との関係を明記したものに限る。)</p> <p>エ～ク [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p>

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び 条例第5条第1項、第 3項又は第5項の許 可の基準	番号	広告物の種類	広告物等の規格及び 条例第5条第1項、第 3項又は第5項の許 可の基準
1	全ての 広告物	(1)～(8) [略] (9) 条例第8条第1 項の規定により指定 した広告物等景観保 全地区の区域内にあ っては、広告物等は、 同条第2項に規定す る基本方針に即した ものとする。こと。	1	全ての 広告物	(1)～(8) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

(表)

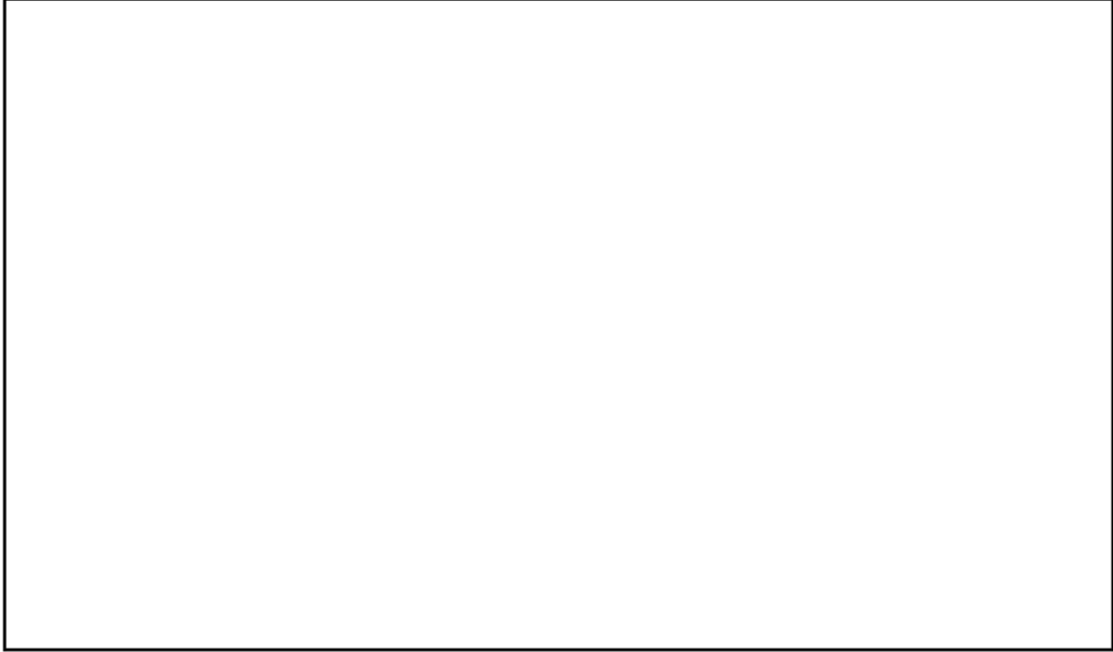
屋 外 廣 告 物 許 可 申 請 書									
新規	変更	更新	基本 番号						
神戸市長 宛 年 月 日 〒 ー 申請者 住 所 氏 名 { 法人にあっては、 名称及び代表 者名 } 電話番号() ー 担当者									
神戸市屋外広告物条例第5条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
1 表示又は設置場所 区					2 地域の区分 <input type="checkbox"/> 住居系地域 <input type="checkbox"/> 商工系地域				
3 主な表示内容 しゅん工予定日 年 月 日					4 景観計画区域の区分				
5 広告物の種類					6 照明の有無 <input type="checkbox"/> 有(ネオン・内部照 明・外部照明) <input type="checkbox"/> 無				
種類	7 表示面積			8 数量	9 高さ	10 手数料			
①	縦	m×横	m×面	m ²	個	m	円		
②	縦	m×横	m×面	m ²	個	m	円		
③	縦	m×横	m×面	m ²	個	m	円		
④	縦	m×横	m×面	m ²	個	m	円		
⑤	縦	m×横	m×面	m ²	個	m	円		
合 計				m ²	個		円		
11 表示又は設置場所の土地物件所有者 〒 ー (承諾印) 住 所 氏 名 電話番号() ー					12 他の法令の許可 <input type="checkbox"/> 道路占用許可 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
13 表示又は設置を行う屋外広告業者 〒 ー 住 所 氏 名 電話番号() ー (担当者)					屋外広告業登録番号 (兵庫県・神戸市)				
14 広告物等を管理する者 〒 ー 住 所 氏 名 電話番号() ー (担当者)					15 許可期間				
決 裁 欄									
	許可条件								

備考


- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 11欄「表示又は設置場所の土地物件所有者」の欄に押印があるものは、承諾書は不要である。
- 3 第3条第2項第1号アからキまでに掲げる図書(簡易広告物にあっては、キに掲げる図書を除く。)を添付すること。

(裏)

神戸市収入証紙貼付欄



写真貼付欄(更新許可申請の場合)



様式第1号の2中

「氏名 ㊟」を「氏名 」
に、

「

氏名	㊟
----	---

を

」

「

氏名	
----	--

に

」

改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

届 出 書						
				届出 番号		
神戸市長 宛 届出者 住 所 氏 名〔団体にあつては、名 称及び代表者名〕 電話番号() — 担当者名 神戸市屋外広告物条例第8条第6項の規定により、次のとおり届出をします。						
1 広告物等景観保全 地区の名称						
2 表示又は設置場所	区					
3 広 告 物 の 概 要	(1) 位 置					
	(2) 種類及び表示 面積	広告物の種類	縦	横	面数	面 積
		×	×	面		
		×	×	面		
	×	×	面			
	(3) 形 状					
	(4) 色 彩					
(5) 意 匠						
(6) そ の 他						
決 裁 欄						
備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。						

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

広告物等に関する協定の認定申請書					
	新規	更新	変更	認定 番号	
年 月 日					
神戸市長	宛 申請者 住 所		氏 名〔団体にあつては、名 称及び代表者名〕		
			電話番号() — 担当者名		
神戸市屋外広告物条例第9条第3項 第9条第6項において準用する同条第3項の規定により、					
次のとおり申請します。					
1	広告物等に関する協定の名称				
2 協定 区域	(1) 土地の所有者及び住民で組織する団体の名称				
	(2) 協定の効力が及ぶ土地の範囲				
	(3) 区 域 の 概 要				
3	広告物等に関する協定の概要				
4	協 定 の 有 効 期 間				
5	違反した場合にとりうる措置				
6	協定の変更又は廃止の手続き				
決 裁 欄					
備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。					

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

広告物等に関する協定廃止申請書				
				承認 番号
				年 月 日
神戸市長		宛 申請者 住 所 氏 名		
		〔団体にあつては、〕 名称及び代表者名		
		電話番号() — 担当者名		
広告物等に関する協定を廃止したいので、神戸市屋外広告物条例第9条第8項に において準用する同条第3項の規定により次のとおり申請をします。				
1	廃止する広告物等に関する協定の名称			
2	廃止する広告物等に関する協定の認定番号	第	号	
3	廃止する広告物等に関する協定の認定日	年	月	日
4	廃止の理由			
決 裁 欄				
備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。				

様式第4号の2中

「神戸市長 あて」を「神戸市長 宛」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

広告物等除却等届出書											
					基本 番号						
神戸市長 宛			年 月 日								
届出者 住 所											
氏 名			(法人にあつては、 名称及び代表者名)								
電話番号()			担当者名								
<p>広告物等(を除却・が滅失)したので神戸市屋外広告物条例第16条第2項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>											
1 広告物等の表示又は設置場所 区			2 地域の区分 <input type="checkbox"/> 住居系地域 <input type="checkbox"/> 商工系地域								
3 広告物の主な表示内容			4 照明の有無 <input type="checkbox"/> 有(ネオン・内部照明・外部照明) <input type="checkbox"/> 無								
5 広告物の種類			6 除却日又は滅失日 年 月 日								
種類	7 表示面積		8 数量	9 高さ	10 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで						
①	縦 × 横 × 面	個									
②	縦 × 横 × 面	個			11 除却又は滅失の理由						
③	縦 × 横 × 面	個									
④	縦 × 横 × 面	個									
⑤	縦 × 横 × 面	個									
合 計		個									
12 写真貼付欄 <small>ちょうふ</small>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">決裁欄</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>						決裁欄					
決裁欄											

備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。

様式第8号（第11条関係）

（表）

屋外広告業登録申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
神戸市長 宛 申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話() —		
神戸市屋外広告物条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり屋外広告業の登録を申請します。		
登録の種類	新規 ・ 更新	
更新の場合にあっては、現に受けている登録の年月日及び登録番号	年 月 日	
	神戸市屋外広告業登録 第 号	
申請者が法人である場合にあっては、その役員	氏 名	役 職 名
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名)	電話() —
法定代理人が法人である場合にあっては、その役員	氏 名	役 職 名
他の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長による登録の状況 ※複数ある場合は、全て記入すること。	都 道 府 県 名 又 は 市 名	登 録 番 号

(裏)

営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	電話() —
	業務主任者の氏名	

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものである。

様式第9号中

「神戸市長 あて」を「神戸市長 宛」に改める。

様式第9号の2を次のように改める。

様式第9号の2（第11条関係）

申請者・申請者の法定代理人・申請者である法人の役員・申請者の法定代理人である法人の役員の略歴書

住所

氏名

年 月 日生

電話()

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間 (年 月～年 月)	職 務 内 容	勤 務 先
行政 処分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	

備考

- 1 この略歴書は、本人又はその代理人が記入するものである。
- 2 職歴は、最近のものから順次記入すること。
- 3 この様式において「行政処分等」とは、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告物法に基づく条例に基づく処分を受けた経歴をいう。

様式第9号の3を次のように改める。

様式第9号の3 (第11条関係)

業務主任者の略歴書

住所.....

氏名.....

年 月 日生

電話(.....).....

次のとおり相違ありません。

業務主任者に選任されるための資格	屋外広告士・講習会修了者・法定職業訓練修了者・職業訓練指導員・技能検定合格者・その他		
	修了番号、認定番号等		
	講習会修了者にあつては、講習会を修了した都道府県名又は市名		
職歴	期 間 (年月～年月)	職 務 内 容	勤 務 先

備考

- 1 この略歴書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 業務主任者に選任されるための資格については、該当するものを○で囲んでください。
- 3 職歴は、最近のものから順次記入してください。

様式第9号の4中

「神戸市長 印」を「神戸市長 」に改める。

様式第9号の5を次のように改める。

様式第9号の5（第12条の2関係）

屋外広告業登録事項変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	
神戸市長	宛
届出者 住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話(.....)	
次のとおり屋外広告業の登録事項に変更がありましたので、神戸市屋外広告物条例第19条の5第1項の規定により届け出ます。	
変更の年月日	年 月 日
変更の理由	
変更事項	変更前
	変更後
登録番号	神戸市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。	

様式第9号の6を次のように改める。

様式第9号の6（第12条の4関係）

<p>屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市長 宛</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所..... 氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話(.....).....</p> <p>次のとおり屋外広告業者について、死亡、法人の消滅若しくは解散又は屋外広告業の廃止(以下「廃業等」といいます。)がありましたので、神戸市屋外広告物条例第19条の7第1項の規定により届け出ます。</p>	
屋外広告業者の商号、氏名又は名称	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	<input type="checkbox"/> 屋外広告業者の死亡 <input type="checkbox"/> 合併による法人の消滅 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定による法人の解散 <input type="checkbox"/> 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散 <input type="checkbox"/> 神戸市内における屋外広告業の廃止
登録番号	神戸市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者との関係	相続人・元代表役員・破産管財人・清算人・本人・代表役員
<p>備考</p> <p>1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。</p> <p>2 屋外広告業者との関係については、該当事項を○で囲んでください。</p>	

様式第9号の7を次のように改める。

様式第9号の7（第12条の5関係）

認 定 申 請 書		
神戸市長 宛		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 電話番号() —		
神戸市屋外広告物条例第19条の9第1項第3号の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。		
1 生 年 月 日	年 月 日生（満 歳）	
2 資 格 の 状 況		
3 勤 務 先	(1) 名 称	
	(2) 所 在 地	
	(3) 連 絡 先	() —
備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。		

様式第9号の8中

「神戸市長 印」を「神戸市長 」に改める。

様式第9号の11を次のように改める。

様式第9号の11（第12条の10関係）

（表）

登 録 番 号	兵庫県屋外広告業登録番号	
届出者が法人である場合に あつては、その役員	氏 名	役 職 名
届出者が未成年者である場合に あつては、その法定代理人	住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	電話() —
	氏 名 (法人にあつては、商 号又は名称及び代表 者の氏名)	
法定代理人が法人である場合に あつては、その役員	氏 名	役 職 名
他の都道府県知事又は指定都 市若しくは中核市の長による 登録の状況 ※複数ある場合は、全て記入 すること。	都道府県名又は市名	登録番号

(裏)

営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話() —
	業務主任者の氏名	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 兵庫県知事より交付された屋外広告業登録証の写しその他の屋外広告物条例第26条第1項の規定による知事の登録を受けていることを証する書類
 - (2) 業務主任者が条例第19条の9第1項各号に掲げるもののいずれかに該当することを証する書面

様式第9号の12を次のように改める。

様式第9号の12（第12条の11関係）

特例屋外広告業届出事項変更届出書									
神戸市長 宛	年 月 日								
届出者 住所									
.....									
氏名 （法人にあっては 名称及び代表 者名									
.....									
電話(.....).....									
次のとおり屋外広告業の届出事項に変更がありましたので、神戸市屋外広告物条例第20条の2第3項の規定により届け出ます。									
変更の年月日	年 月 日								
変更の理由									
変更事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td></td> </tr> </table>	変更前		変更後					
変更前									
変更後									
登録番号	兵庫県屋外広告業登録番号 第 号								
登録年月日	年 月 日								
決 裁 欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 県への届出に係る書類及び添付書類の写しを添付すること。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第13条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

神戸市長

宛

申込者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

神戸市屋外広告物条例第22条に規定する講習会に、次のとおり申し込みをします。

1 受講する講習会の課程	(1) 広告物に関する法令に係る事項 (2) 広告物に関する表示の方法に係る事項 (3) 広告物に関する施工に係る事項
2 一部免除資格の有無	有 (資格事項) 無
3 勤 務 先	電話番号() -
4 連 絡 先	電話番号() -
手 数 料	円 ※ 神戸市収入証紙を裏面に貼付してください。

備考

- 1 受講課程、一部免除資格の有無については、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 一部免除資格のある者は、その資格を証する書面(写し)を添付してください。
- 3 この申込書は、本人又はその代理人が記入するものです。

※ 整 理 番 号	※ 受 理 年 月 日	※ 修 了 証 書 番 号
	年 月 日	

切りはなさないでください

受 講 票

氏 名	※受講番号
※受講日時	
※講習会場	

注意

- 1 講習会当日は、この受験票を受付で提示しテキストを受領のうえ、会場にお入りください。
- 2 会場は混雑するおそれがありますので、余裕をもってお越しください。
- 3 駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。
- 4 会場内での飲食はできませんので、弁当等ご持参の方はご注意ください。
- 5 受講中の携帯電話等の使用は他の受講生の迷惑になるため、ご遠慮ください。

※受講状況	表示の方法に関する科目	法令に関する科目	施工に関する科目

様式第11号中

「神戸市長 印」を「神戸市長 印」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。
(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)
- 4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。
(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は 様式番号	規則名	条項又は 様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]

港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）	[略]	港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）	[略]
		神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）	様式第1号 様式第1号の2 様式第2号 様式第3号 様式第4号 様式第7号 様式第8号 様式第9号の2 様式第9号の3 様式第9号の5 様式第9号の6

			様式第9 号の7
			様式第9 号の11
			様式第9 号の12
			様式第10 号

神戸市告示第427号

神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）第11条の規定により、施設の指定管理者となった六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体（代表者 アドバンス株式会社）が、神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第6号）の規定による改正後の神戸市立自然の家条例第9条第1項の規定により、その収入として収受する自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をし、及び同条例別表第2号に規定する繁忙日について承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月31日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用	延長使用に係る使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）	利用料金（1人1日につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する 場合	宿泊棟	150円	75円	30円
	テント施設 （10平方メートル未満の区画）	90円		

備考

- この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。
- この表において「児童福祉施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及びこれに準ずるものとして市長が定めるものをいう。
- この表において「宿泊を伴う使用」とは、到着日の午後2時30分から出発日の午後2時までの間において施設を使用することをいう。
- この表において「宿泊を伴わない使用」とは、午前9時から午後4時までの間において施設を使用することをいう。
- 前2項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、「延長使用に係る使用」欄にある延長利用料を徴収することができる。
- 学校又は児童福祉施設等が神戸市外に所在するものであるときは、利用料金の額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用
	利用料金（1泊につき）

		通常日	繁忙日
宿泊棟	摩耶施設（ツインルーム以外）及び六甲施設	使用者1人につき2,800円 ただし、小学生以下の者は1人につき2,100円	使用者1人につき4,800円 ただし、小学生以下の者は1人につき3,900円
	摩耶施設ツインルーム	使用者1人につき5,000円 ただし、小学生以下の者は1人につき3,500円	使用者1人につき6,500円 ただし、小学生以下の者は1人につき4,600円
キャビン施設		1棟につき25,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える	1棟につき30,000円 ただし、使用者が4人を超える場合は、4名を超える人数1人につき2,000円を加える
テント施設		使用者の数に500円（ただし、小学生以下の者は300円とし、このうち未就学児は0円とする）を乗じた額に、1区画につき下記の額を加えた額	
	もりのオートサイト （駐車施設及び電源設備有り）	5,000円	8,000円
	もえがらの里サイト （駐車施設無し、電源設備有り）	3,000円	6,500円
	みずうみサイト・はだしの里サイト （駐車施設及び電源設備無し）	3,000円	6,500円
	こもれびのサイト （駐車施設及び電源設備無し、10平方メートル未満の区画）	2,000円 ただし、1名で使用する場合は1,500円	3,000円 ただし、1名で使用する場合は2,500円

備考

- この表において「宿泊を伴う使用」とは、宿泊棟及びキャビン施設においては到着日の午後3時から出発日の午前10時までの間において施設を使用すること、テント施設においては到着日の午後2時から出発日の正午までの間において施設を使用することをいう。
- 前項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、宿泊棟については、1日につき使用者1人につき1,700円（ただし、小学生以下の者は1人につき1,200円）、テント施設については1時間1区画につき1,000円（ただし、繁忙期は1,500円）の延長使用料を徴収することができる。
- 宿泊を伴わない使用をさせる場合は、1日につき、宿泊棟については使用者1人につ

き1,250円(ただし、小学生以下の者は900円)、繁忙日においては使用者1人につき2,250円(ただし、小学生以下の者は1,800円)、キャビン施設については宿泊を伴う使用にかかる利用料金と同額、テント施設については1区画につき2,500円(ただし、繁忙日においては3,000円)を徴収する。

4 宿泊棟及びキャビン施設を使用する場合において、3歳以下の者であって、寝具を使用しない場合は使用者の数に算入しない。

5 この表において「小学生以下の者」とは、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう。

2 繁忙日

(1) 宿泊を伴う使用の場合(宿泊する日が次に掲げる日に該当する場合に限る。)

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日

イ 1月1日、同月2日、4月28日から5月5日まで及び7月20日から8月30日まで

ウ 土曜日

(2) 宿泊を伴わない使用の場合

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日(11月から3月までの期間を除く。)

イ 1月1日、同月2日、同月3日、4月29日から5月6日まで及び7月21日から8月31日まで

ウ 土曜日及び日曜日(11月から3月までの期間を除く。)

3 施行日

令和5年11月1日

神戸市告示第428号

神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第8条の規定により、本市の区域のうち良好な景観を保全し、及び形成するために広告物等を当該区域の特性に応じたものとする必要があると認められる区域を次の表のとおり定め、広告物等景観保全地区として指定し、令和6年1月31日から適用する。

令和5年10月31日

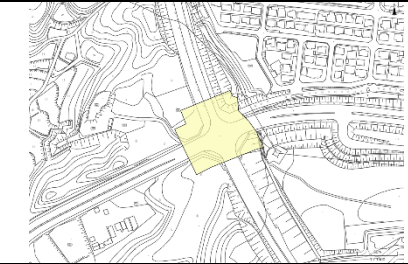
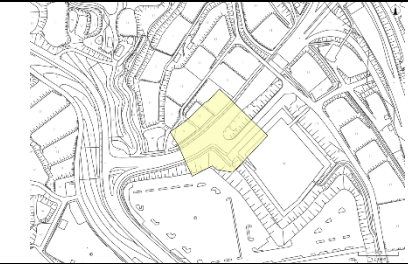
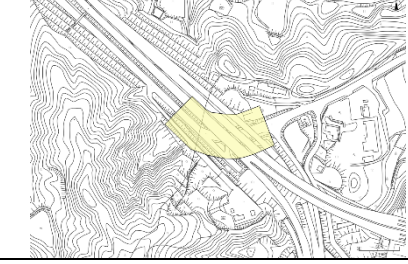
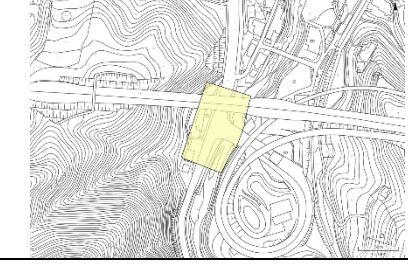
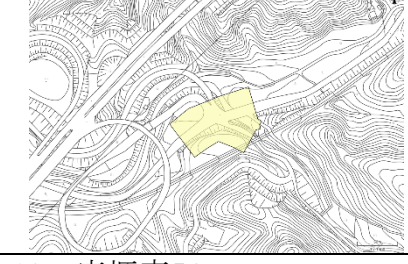
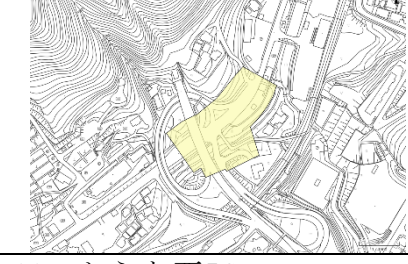
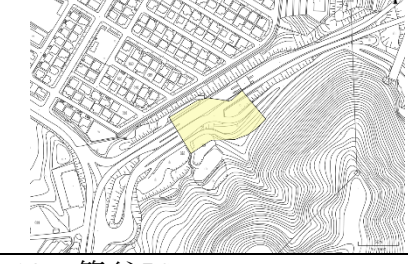
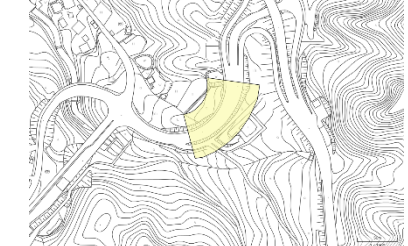
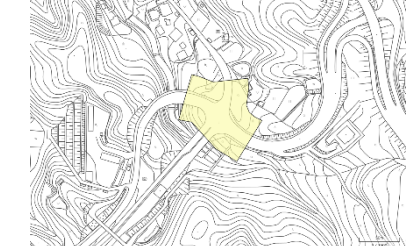
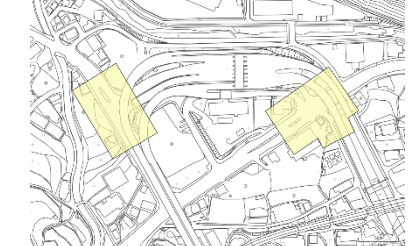
神戸市長 久 元 喜 造

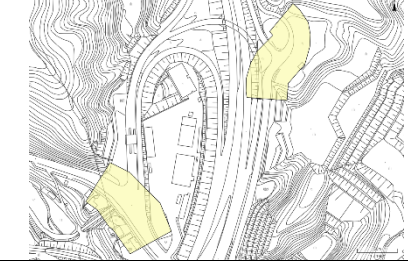
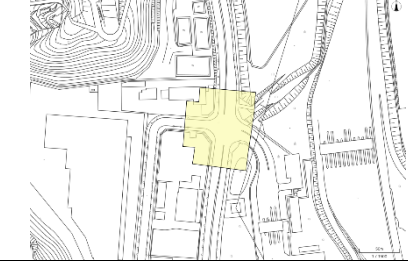
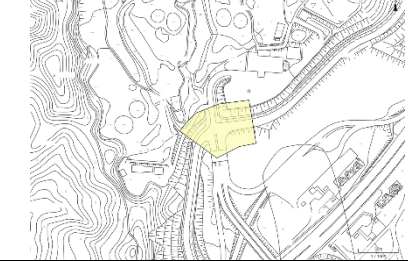
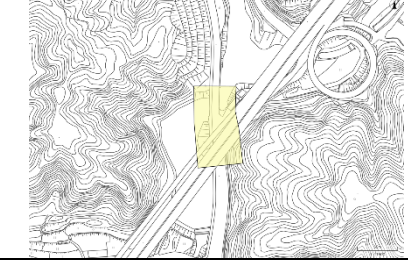
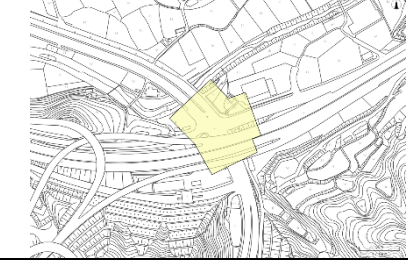
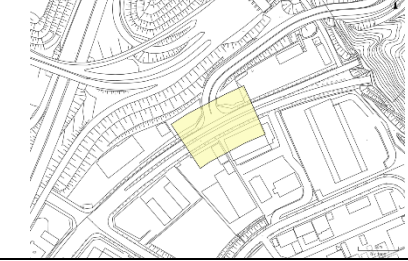
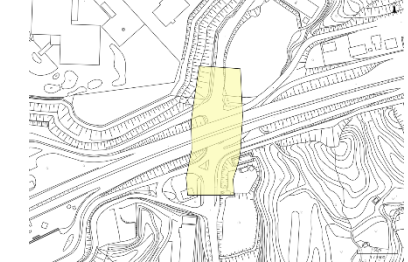
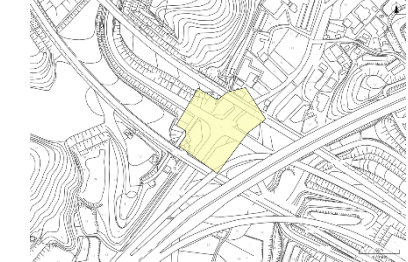
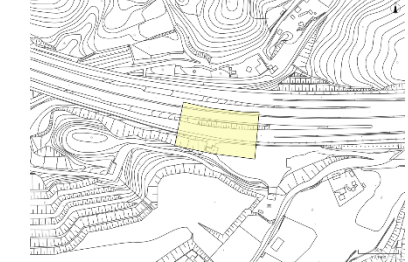
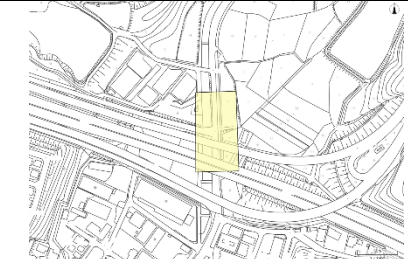
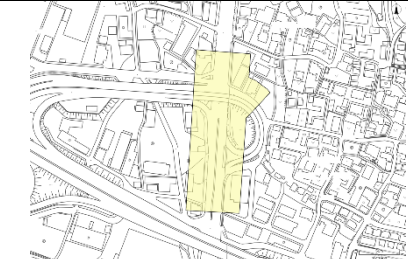
広告物等景観保全地区の名称

- ・高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区

広告物等景観保全地区に指定する土地の範囲

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速道路等のインターチェンジ23か所周辺地域（別図のとおり）

1 神戸三田IC 	2 長尾IC 	3 大沢IC 
4 吉尾IC 	5 柳谷IC 	6 五社IC 
7 有馬口IC 	8 唐櫃IC 	9 からと東IC 
10 唐櫃南IC 	11 からと西IC 	12 箕谷IC 

13 藍那IC	14 神戸西IC	15 しあわせの村IC
		
16 布施畑東IC	17 布施畑西IC	18 布施畑IC
		
19 前開IC	20 永井谷IC	21 長坂IC
		
22 伊川谷IC	23 玉津IC	
		

※上記インターチェンジ(IC)の道路の名称

- 高速自動車国道中国縦貫自動車道 1
- 第二神明道路北線（一般国道2号） 21
- 第二神明道路（一般国道2号） 22、23
- 六甲北有料道路 2、3、4、5、8
- 六甲有料道路 10
- 神戸市道高速道路北神戸線 6
- 兵庫県道高速北神戸線 7、9、11、12、13、15、16、17、19、20
- 神戸市道生田川箕谷線 12
- 一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道） 14、18

神戸市告示第429号

神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第8条第1項に規定する広告物等景観保全地区を指定するにあたり、同条第2項に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を以下のとおり定める。

令和5年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

広告物等景観保全地区の名称

高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針

1 基本構想

高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間である。

一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害している。

また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れがある。

地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、看板の位置や色彩の規制・誘導等を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざす。

2 広告物等の位置、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物の種類	位置、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物	(1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

神戸市告示第430号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第1項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所の所在地を次のとおり変更し，同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

売りさばき人	売りさばき所		所在地変更日
	名称	所在地	
株式会社 磯上ファイブ	セブン-イレブ ン神戸磯上通 4丁目店	神戸市中央区磯上通4- 3-13	令和5年10月5日

令和5年11月7日 神戸市公報第3833号

神戸市告示第431号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション おはあさ	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年10月1日
さんよう名谷訪問看護 ステーション	神戸市須磨区西落合2丁目2番9号	令和5年7月27日

令和5年11月7日 神戸市公報第3833号

神戸市告示第432号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
ゆうわ薬局	神戸市兵庫区東山町4丁目13	令和5年10月1日
訪問看護ステーション おはあさ	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年9月30日

神戸市告示第433号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団伊原内科・循環器クリニック	神戸市灘区永手町5丁目8番19号	令和5年10月1日
(旧)医療法人社団辻本内科		

神戸市告示第434号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該廃止にかかる 介護事業所の名称	当該廃止にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
ゆうわ薬局	神戸市兵庫区東 山町4丁目13	有限会社ゆうわ プランニング	神戸市兵庫区東 山町4丁目13 番地	令和5年10月 1日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導

令和5年11月7日 神戸市公報第3833号

神戸市告示第435号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかか る介護事業所の 名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	変更年 月日	サービス種類
特別養護老人ホ ーム長田すみれ 園	(新)神戸市長田 区雲雀ヶ丘1丁 目1番地3 (旧)神戸市長田 区鹿松町2丁目 9番43号	社会福祉法 人すみれ会	神戸市長田 区雲雀ヶ丘 1丁目1番 3号	令和5 年4月 1日	短期入所生活介護 居 宅介護支援（ケアプラ ン作成） 指定介護老 人福祉施設 介護予防 短期入所生活介護
特別養護老人ホ ーム長田すみれ 園デイサービス センター	(新)神戸市長田 区雲雀ヶ丘1丁 目1番地3 (旧)神戸市長田 区鹿松町2丁目 9番43号	社会福祉法 人すみれ会	神戸市長田 区雲雀ヶ丘 1丁目1番 3号	令和5 年4月 1日	通所介護 介護予防通 所介護 通所型サービ ス（独自）
ひだまりの家 須磨妙法寺	(新)神戸市須磨 区桜の杜1丁目 6番1号 (旧)神戸市須磨 区桜の杜1丁目 208番211 号	株式会社レ オ・ソリュ ーションズ	神戸市西区 池上2丁目 20番1号	令和元 年7月 1日	地域密着型通所介護 通所型サービス（独 自）

神戸市告示第436号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
やまのまち接骨院	山崎 正彦	神戸市北区緑町1丁目6番1号	令和 5 年 5 月 1 日

神戸市告示第437号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久元喜造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新) えがおウェルネス整骨院 (旧) えがわ鍼灸整骨院	上原 武	神戸市兵庫区荒田町2丁目1 8番20号	令和5年8月1 日

神戸市告示第438号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先

名称	所在地
有限会社藤田商店	神戸市中央区琴ノ緒町3丁目3番5-32号

2 委託期間

令和5年10月20日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第439号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人フードバンク関西
代表者	中島 眞紀
所在地	神戸市東灘区深江本町1丁目8番16号バレル芦屋101号
目的	この法人は、社会的に弱い立場にある個人、及びそれらを支える活動をする非営利団体に対して、企業、団体、個人から寄贈された余剰食品の無償提供などの支援事業を行い、要支援生活者の生活の向上を図るとともに資源の有効活用を促進し、誰もが安心して暮らせる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和5年12月27日から令和10年12月26日まで）

神戸市告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年11月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年11月21日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水60号線	神戸市垂水区日向2丁目 176番1地先から	新	13.00	最大 7.50 最小 7.40
		神戸市垂水区日向2丁目 176番1地先まで	旧	13.00	最大 7.50 最小 7.40
県道	長坂垂水線	神戸市垂水区日向2丁目 176番1地先から	新	13.00	最大 7.50 最小 7.40
		神戸市垂水区日向2丁目 176番1地先まで	旧	13.00	最大 7.50 最小 7.40

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
松の宮団地地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鈴蘭台西町6丁目1番1 他
- 3 縦覧期間
令和5年10月27日から同年11月27日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区、第2地区、第2-B地区、第2-C地区、第3地区、第3地区(大橋3地区)及び第3地区(大橋4地区)震災復興第二種市街地再開発事業に係る公共施設(道路)の整備に関する工事が完了したので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第118条の20の規定により公告します。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年11月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルッカ名谷

神戸市須磨区中落合3丁目16番1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 久井 大樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社AOKI	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	代表取締役 森 裕隆
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1	代表取締役 細見 研介
株式会社エクセル	兵庫県西脇市日野町165番5	代表取締役 門脇 吉弘

株式会社エブリ	兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31 -402号	代表取締役 稲垣 千穂
その他未定2店舗		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
株式会社AOKI	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6 番56号	代表取締役 森 裕隆
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21 号	代表取締役 細見 研介
株式会社エクセル	兵庫県西脇市日野町156番5	代表取締役 門脇 吉弘
株式会社エブリ	兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31 -402号	代表取締役 稲垣 千穂
その他未定2店舗		

3 変更の年月日

2(1)については、令和5年4月1日

2(2)については、平成31年2月12日

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、住所変更等。

5 届出年月日

令和5年6月1日

6 縦覧期間

令和5年11月7日から令和6年3月7日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年11月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸北町複合商業施設

神戸市北区日の峰2丁目10番地1 ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 久井 大樹

3 変更の年月日

令和5年4月1日

4 変更する理由

代表者変更のため。

5 届出年月日

令和5年6月12日

6 縦覧期間

令和5年11月7日から令和6年3月7日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年11月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸御幸ビル商業施設

神戸市中央区明石町44番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番27号	代表取締役 春名 孝俊

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番27号	代表取締役 三明 秀二

3 変更の年月日

令和5年6月29日

4 変更する理由

代表者変更のため。

5 届出年月日

令和5年7月12日

6 縦覧期間

令和5年11月7日から令和6年3月7日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年11月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TerrasMa

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	代表取締役 藤野 悦郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
TC 神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	代表取締役 藤野 悦郎

3 変更の年月日

令和4年4月1日

4 変更する理由

法人名変更のため。

5 届出年月日

令和5年7月31日

6 縦覧期間

令和5年11月7日から令和6年3月7日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
学校法人コミュニケーションアート
理事長 近藤正臣
大阪府大阪市西区新町1丁目18番22号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
東レ建設株式会社一級建築士事務所
関西設計部長 山川 裕司
滋賀県大津市別保二丁目9番50号
077-534-4084
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区伊藤町107番1、107番3、江戸町103番3
 - (2) 敷地面積 約1,689平方メートル
 - (3) 建築面積 約 511平方メートル
 - (4) 延べ面積 約3,681平方メートル
 - (5) 高さ 約30.9メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上8階
 - (8) 建物用途 専修学校
- 4 縦覧の期間
令和5年11月7日から令和5年11月20日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年11月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区見津が丘六丁目19番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市福島区大開二丁目10番40号
石田エンジニアリング株式会社
代表取締役 石田 貴志
- 3 許可番号
令和5年5月30日 第8122号
（変更許可 令和5年9月26日 第2082号）

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（押印の使用）</p> <p>第12条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（押印の使用）</p> <p>第12条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市教育委員会又は当該文書の名宛人の権利義務に重要な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に</u></p>

<p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>認証する必要があると認められる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

昇格に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月27日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第4号

昇格に関する規則の一部を改正する規則

昇格に関する規則（平成28年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第8条の2 [略] 2、3 [略] 4 前項、第7条及び第8条の規定により、職務の級昇格基準表中在職年数の基準を満たす場合 <u>であっても</u> 、採用後0.5年を経過するまでは昇格しないものとする。	第8条の2 [略] 2、3 [略] 4 前項、第7条及び第8条の規定による <u>本市職員の在職年数及び前歴の通算により</u> 、採用日時点で職務の級昇格基準表中在職年数の基準を満たす場合は、採用後0.5年を経過するまでは昇格しないものとする。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。